

七川漁業協同組合
和内共第29号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、七川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する和内共第29号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、うなぎ及びあまごをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、オンラインシステム又は口頭によりしなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第10条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第6条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる漁具・漁法でなければ、遊漁をしてはならない

魚 種	漁具・漁法
あゆ	友釣
うなぎ	手釣
	簗
あまご	竿釣

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
あゆ	5月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間

うなぎ	4月1日から10月31日まで
あまご	3月1日から9月30日までの期間内で組合が定めて公表する期間

2 前項の公表は、組合及び組合が委託する遊漁承認証取扱所にて公表するものとする。

(全長の制限)

第5条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
うなぎ	30センチメートル
あまご	15センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が18歳以下（学生証・免許証等年齢確認ができる物を携帯すること）のときは無料とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、1,000円（消費税込）を加算した額とする。

魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料（消費税込）
あゆ	友釣	1日2,000円、1年10,000円
うなぎ	手釣	1日4,000円、1年8,000円
	簗	
あまご	竿釣	1日2,500円、1年5,000円

2 遊漁料は、次に掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 七川漁業協同組合事務所
- (2) 組合の委託する遊漁承認証取扱所

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額

(7) 注意事項

- ・遊漁に際しては必ず遊漁承認証を携帯しなければならない
- ・漁場監視員の要求があれば直ちに提示しなければならない
- ・記載事項に変更があったときは、直ちに訂正を受けること
- ・紛失したときは、直ちに発行者に届け出ること
- ・他人に貸してはならない

(8) 発行者名

- 2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。
- 3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

- 第8条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
 - 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
 - 4 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

- 第9条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。
- 2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(1) 氏名

(2) 有効期間

(3) 注意事項

- ・いかなる場合も暴行もしくは脅迫を加え、又は威嚇を行ってはならない
- ・紛失したときは、直ちに発行者に届け出ること
- ・期間満了又は不要になったときは、必ず返納すること
- ・他人に貸してはならない

(4) 発行者名

(違反者に対する措置)

- 第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者

の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

この規則は、令和5年9月1日から施行する。ただし、第6条第1項の遊漁料の額について、令和5年12月31日までにを行う遊漁は次の表の料金を適用する。

魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料 (消費税込)
あゆ	友釣	1日2,000円、1年10,000円
うなぎ	手釣	1日3,500円、1年7,000円
	籠	
あまご	竿釣	1日2,500円、1年5,000円